

高健推第416号
令和4年6月13日

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐 直人 様

高槻市長 濱田 剛史

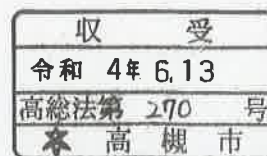


高槻市個人情報保護運営審議会への審議事項について（諮問）

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 諮問件名 | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について |
| 2 業務名 | 予防接種事務 |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項 |
| 4 諮問課 | 健康づくり推進課、保健予防課及び子ども保健課 |
| 5 諮問内容 | 別紙諮問書のとおり |
| 6 関係資料 | 資料1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
資料2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書） |



諮問書

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する
特定個人情報保護評価書に関する事項

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
業務名	予防接種事務
諮問課	健康づくり推進課、保健予防課及び子ども保健課
特定個人情報ファイルの名称	予防接種情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康情報管理システム ② ワクチン接種管理システム ③ ワクチン接種記録システム（VRS） ④ 団体内統合宛名システム ⑤ 中間サーバー
目的・理由	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号制度では、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる内容等を、「特定個人情報保護評価書」に記載し、公表することとされています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、「住民からの意見募集」及び「第三者点検」の実施が義務付けられています。</p> <p>予防接種事務については、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を実施するに当たり、令和3年12月8日に基礎項目評価書及び全項目評価書を公表しました。今般、接種証明書の電子交付機能が追加されたことによる個人番号の入手方法の増加、本人の同意を要せずにワクチン接種記録システム（VRS）を用いた他市区町村への接種記録照会が可能となる運用の変更がされました。これらは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更になるため、改めて評価を行うとともに、令和4年3月22日から1か月間、パブリックコメントを実施したところです。</p> <p>このたび、パブリックコメント後の手続として、上記の「第三者点検」を実施するため、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、高槻市個人情報保護運営審議会へ諮問するものです。</p>
処理概要	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
保護措置	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
備考	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるようなリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市内に居住する者を対象に予防接種法に基づく予防接種を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、実施内容を以下の手順で管理し、他市区町村との情報連携に用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康情報管理システム、ワクチン接種管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS) 団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 電話:0120-090-555 Fax:072-674-7397</p> <p>〒569-0052 高槻市城東町5番7号 高槻市 健康福祉部 保健所 保健予防課 電話:072-661-9332 Fax:072-661-1800</p> <p>〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号 高槻市 子ども未来部 子ども保健課 電話:072-648-3272 Fax:072-648-3274</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるようなリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年6月30日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を行う機能 ・接種対象者や接種券発行の情報登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 ②宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。 ③中間サーバー連携機能:中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 ④既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。 ⑤権限管理機能:統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひも付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「既存住民基本システム」という)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</p>
<p>システム11～15</p>	
<p>システム16～20</p>	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種は適切な時期に適切な量を接種することで期待される効果を得られるものであり、予防接種事業を実施するためには予防接種対象者の接種履歴を把握しておく必要があることから、市区町村間の異動を伴う予防接種対象者の接種履歴や付随する情報を把握するために特定個人情報を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	・転入する予防接種対象者の接種履歴を把握することができ、未接種者への接種勧奨が可能になるなど、接種率の向上が図られる。 ・実費徴収のある予防接種については課税区分を証明する書類が不要となり、減免申請者の負担が軽減される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者
その必要性	予防接種記録を管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ワクチン製造ロット番号、接種会場)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 予防接種対象者を特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 予防接種対象者の特定及び未接種者への接種勧奨に使用するために保有 ・連絡先: 予防接種に係る緊急連絡のために保有 ・地方税関係情報: 予防接種に係る実費負担額算定のために保有 ・健康・医療関係情報: 接種記録の管理のために保有 ・その他: 接種記録の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月8日
⑥事務担当部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に係る異動情報及び税情報を評価実施機関内の他部署から日次で入手 ・転入者本人からの申出、または住民基本台帳に係る異動情報により新たな予防接種対象者が確認される都度入手 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村に接種記録の照会が必要になる都度入手 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度入手
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に係る異動情報等、評価実施機関内の他部署から入手する情報は予防接種事務を効率的に行うために必要な範囲で入手する。 ・予防接種実施の必要性を判定するため予防接種法施行令で作成を義務付けられた接種記録を入手する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の接種要件や接種履歴を正確に把握するため。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するため。
	変更の妥当性 -
⑦使用の主体	使用部署 ※ 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※ <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※ <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 転入者・転出者の接種券の発行
⑨使用開始日	令和3年6月8日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 3) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	健康情報管理システム運用保守	
①委託内容	システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	システムの安定稼働のため当該システムに関する専門知識を有する事業者に保守管理を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第6条第1項及び附則第7条に基づき臨時に行う予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	
⑤委託先名の確認方法	市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	

委託事項3		ワクチン接種管理システムへの接種記録登録業務
①委託内容		医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパッチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書及び接種券を発行する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第6条第1項及び附則第7条に基づき臨時に行う予防接種の対象者
	その妥当性	予防接種対象者の接種回数、その他予防接種に関する情報を記録管理する必要があるため。また、管理する接種記録を基に接種履歴を証明する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LG-WAN回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。
⑥委託先名		株式会社両備システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元から市に対して再委託の承認申請を行い、再委託の必要性と、個人情報保護について委託元と同等の措置を行うことを確認し、承認を行う。
	⑨再委託事項	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務 接種券を発行する業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>・本市が管理する特定個人情報は、入退室管理がなされているデータセンターに設置された機器で保管している。 ・データセンターには写真付身分証明書による確認や顔認証による入室管理を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域データは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 801 466 936"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="466 801 1516 936"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 936 466 1003"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="466 936 1516 1003"> <p>予防接種法施行令第6条の2に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>・電子データはシステムにおいて消去する。 ・ディスク交換や機器更新等の際はワイピング等によるデータ消去や物理的破壊を行い、復元不可能な状態にして廃棄する。業者に委託する場合は同様の措置を施し、廃棄証明書を提出させる。 ・データセンターの保管データについては、サーバーの本市利用領域へのワイピング等によるデータ消去を行い、作業証明書を提出させる。 ・紙媒体の特定個人情報については外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>				
<p>7. 備考</p> <p>—</p>					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイルに関する記録項目>

(1)異動事由、(2)異動日、(3)異動届出日、(4)宛名番号、(5)世帯番号、(6)カナ氏名、(7)漢字氏名、(8)通称カナ氏名、(9)通称名、(10)生年月日、(11)性別、(12)続柄、(13)住民になった事由、(14)住民になった日、(15)住民になった届出日、(16)住民でなくなった事由、(17)住民でなくなった日、(18)住民でなくなった届出日、(19)住定日事由、(20)住定日、(21)住定日届出日、(22)住民区分、(23)外国人判定、(24)国籍、(25)家族判定、(26)家族判定 順位、(27)特徴判定、(28)普徴判定、(29)所得割、(30)課税個人区分、(31)課税世帯区分、(32)保護者宛名番号、(33)個人用小学校区、(34)個人用中学校区、(35)携帯・PHS番号(個人用)、(36)転入前住所、(37)転出先住所、(38)住所コード、(39)町内会コード、(40)地番甲乙判定、(41)地番 本番、(42)地番 枝番、(43)地番 末番、(44)方書コード、(45)方書名称、(46)郵便番号、(47)小学校区、(48)中学校区、(49)保健推進委員、(50)民生委員、(51)電話番号、(52)FAX番号、(53)Eメール、(54)住所日本語、(55)総合登録番号、(56)送付用住所コード、(57)送付用郵便番号、(58)送付用丁番号、(59)送付用本番、(60)送付用枝番、(61)送付用末番、(62)送付用住所日本語、(63)送付用方書日本語、(64)送付用宛先氏名、(65)外国人住民日、(66)第30条45規定区分、(67)在留資格、(68)在留期間等、(69)在留期間等終了日、(70)在留カード等番号、(71)個人番号、(72)統合宛名番号、(73)接種コード、(74)接種回数、(75)接種・予診日、(76)更新情報 ユーザーコード、(77)更新年月日(西暦)、(78)更新時間、(79)健診結果、(80)接種日年齢、(81)年度末年齢、(82)基準日年齢、(83)受診時国保区分、(84)対象外判定、(85)接種判定、(86)混合接種何種、(87)請求日(月)、(88)実施医療機関、(89)接種番号、(90)接種会場、(91)問診医、(92)接種医、(93)所属、(94)Lot.No、(95)接種量、(96)発赤 反応長径、(97)発赤 反応短径、(98)硬結 反応長径、(99)硬結 反応短径、(100)二重発赤 反応長径、(101)二重発赤 反応短径、(102)所見、(103)判定、(104)精密検査結果、(105)抗体価検査、(106)特記事項、(107)未接種理由、(108)予診フラグ、(109)実施区分、(110)医師の判断、(111)肺炎球菌種類、(112)実費徴収区分、(113)接種済証交付有無、(114)65歳未満接種理由、(115)接種区分、(116)抗体検査方法、(117)抗体価、(118)抗体価単位、(119)抗体検査判定結果、(120)抗体検査番号、(121)抗体価範囲

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

(1)個人番号、(2)宛名番号、(3)自治体コード、(4)接種券番号、(5)属性情報(氏名、生年月日、性別)、(6)接種状況(実施/未実施)、(7)接種回(1回目/2回目/3回目)、(8)接種日、(9)ワクチンメーカー、(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>申請の際、身分証明書等の提示を求めて本人確認を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から提出された個人番号と予防接種対象者情報を照合して真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。</p> <p>・特定個人情報の登録、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために当該処理を行ったもの以外の者が確認する等、必ず内容確認を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた場所に保管し、施錠管理を行う。 ・特定個人情報を記録した電子データの取り込みに記録媒体を使用する場合は、定められた職員のみが作業し、作業が完了した後は速やかに記録媒体から電子データを消去する。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム、団体内統合宛名システム間の連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他のシステムからアクセスできないよう制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われない。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行する。 システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行している。 職員の異動または退職時にアクセス権限を見直し、不要なユーザIDを失効させる。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、発行するユーザIDごとに付与する権限を限定して管理している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を付与する職員に個人情報の取り扱いについて周知している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの複製権限は管理者のユーザIDに限定している。 ・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が複製操作をすることはない。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 健康情報管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者の選定に際して、ISO27001またはプライバシーマークの認証を得ていることを条件としている。 委託契約において特定個人情報取扱特記事項を遵守させている。また、必要に応じて特記事項に基づく立入検査等を実施し、情報保護管理体制を確認する。 特定個人情報を取り扱う従事者を限定し、特定個人情報の保護に関する研修等を実施している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	利用者及び利用機器を識別するID等のコード、利用日時、機能区分(ログイン、ファイルへのアクセス等)、アクセスや出力した情報の内容を保存し、分析を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	本市の書面による承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合を除き、特定個人情報の提供を認めていない。再委託を承認した場合は、委託先が再委託先に対し、委託先と同様の義務を負わせ、その遵守を監督する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱について定めた特定個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書に明記している。 特定個人情報を授受するときは本市が指定する手段により行い、その記録を受渡簿に記載する。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去をする場合は消去する項目、媒体名、数量、方法及び処理予定日を本市に申請し、消去を行った後は消去を行った日時、担当者名及び消去の内容を記録し、書面により本市に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の取り扱いに関する特記事項として契約書に以下の項目を明記している。 ①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑫立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務全体の再委託は禁止しているが、一部の業務委託を許可する場合でも再委託先に対し、自らと同様の義務を負わせ、その遵守を監督する責任を負うことを契約書に記載している。 再委託を行う場合は、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることとしている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を識別するユーザID等のコード、利用日時、機能区分（ログイン、ファイルへのアクセス等）、アクセスや出力した情報の内容を保存しており、特定個人情報ファイルの払出を確認できる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法、高槻市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供の可否を判断する。 ・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の正確性を確保する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	（所定の手続きを経ずに提供するケースや必要以上の情報を提供してしまうケースを想定） <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。 ・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が特定個人情報の払出をすることはしない。 ・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の内容と提供先が適切か確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	（提供する情報の項目・内容誤りや提供先の誤りを想定） <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、予め定められた仕様による連携等、システム上の仕組みとして制御している。 ・紙での提供等を行う場合は複数の職員で点検し、送付先及び提供内容などを確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(特定個人情報を扱う職員以外が情報を提供してしまうケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。 ・外部記録媒体への書き出しは管理者のIDカードでシステム端末にログインした場合に限り可能となるよう設定しており、外部記録媒体については管理台帳で使用者を把握している。 ・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ・情報提供の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管している。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視カメラや赤外線センサーにより出入口を監視している。 ・作業のためにデータセンターへ入退室する際は、不要な機器の持込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にデータセンターを設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内にデータセンターを設置している。 ・入退室については、データセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定している。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管している。 ・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。 ・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納している。 ・データベース等のバックアップを定期的に行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・業務用パソコンの操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	(副本が更新されず古い情報を提供してしまうケースを想定)適切な期間を定め、定期的に情報の更新を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>(使用しなくなった情報を不必要に保持して漏えいするケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市文書取扱規程において定められた保存期間を経過し、文書廃棄の対象となった情報を物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じた上で消去及び廃棄する。 ・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいては各主管システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したのも同様に扱うため、消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、担当部署内において評価書の記載事項どおり運用がなされているか点検を実施する。 ・点検において不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあたっては未受講者が出ないような措置(複数回開催する等)を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

<本市全般における措置>

・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、該当者の請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処をおこなう。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 電話:072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付の場合はコピー代実費(1枚10円))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル
公表場所	総務部 法務ガバナンス室
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 電話:0120-090-555 Fax:072-674-7397 〒569-0052 高槻市城東町5番7号 高槻市 健康福祉部 保健所 保健予防課 電話:072-661-9332 Fax:072-661-1800 〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号 高槻市 子ども未来部 子ども保健課 電話:072-648-3272 Fax:072-648-3274
②対応方法	意見の申出等については、健康福祉部保健所健康づくり推進課新型コロナワクチン接種対策チーム、保健予防課又は子ども未来部子ども保健課にて相談、受け付けを行い、所定の様式に記載して処理を行う。意見の申出にあたっては、希望により匿名での受け付けも行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高槻市意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。具体的には、市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。
②実施日・期間	令和4年3月22日～令和4年4月21日(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年6月(予定)
②方法	高槻市個人情報保護運営審議会による点検
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	ワクチン接種記録システム(VRS)	「予防接種証明書発行管理システム」を追加し以降の通番を繰り下げる	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 法令上の根拠	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書の電子交付アプリ」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書発行管理システム」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(LG-WAN回線)	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。(番号法第19条第16号) 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人番号については本人の同意を得て入手する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[O]その他((VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書を発行する。	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書及び接種券を発行する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務 接種券を発行する業務	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	指針に定める重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)には、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する情報以外は登録しないため、同システムを経由して必要な情報以外を入手することはない。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加接種＞	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	高槻市 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	事後	同上

高子事第358号
令和4年6月16日

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐 直人 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市個人情報保護運営審議会への審議事項について（諮問）

高槻市個人情報保護条例第23条の2の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問します。

記

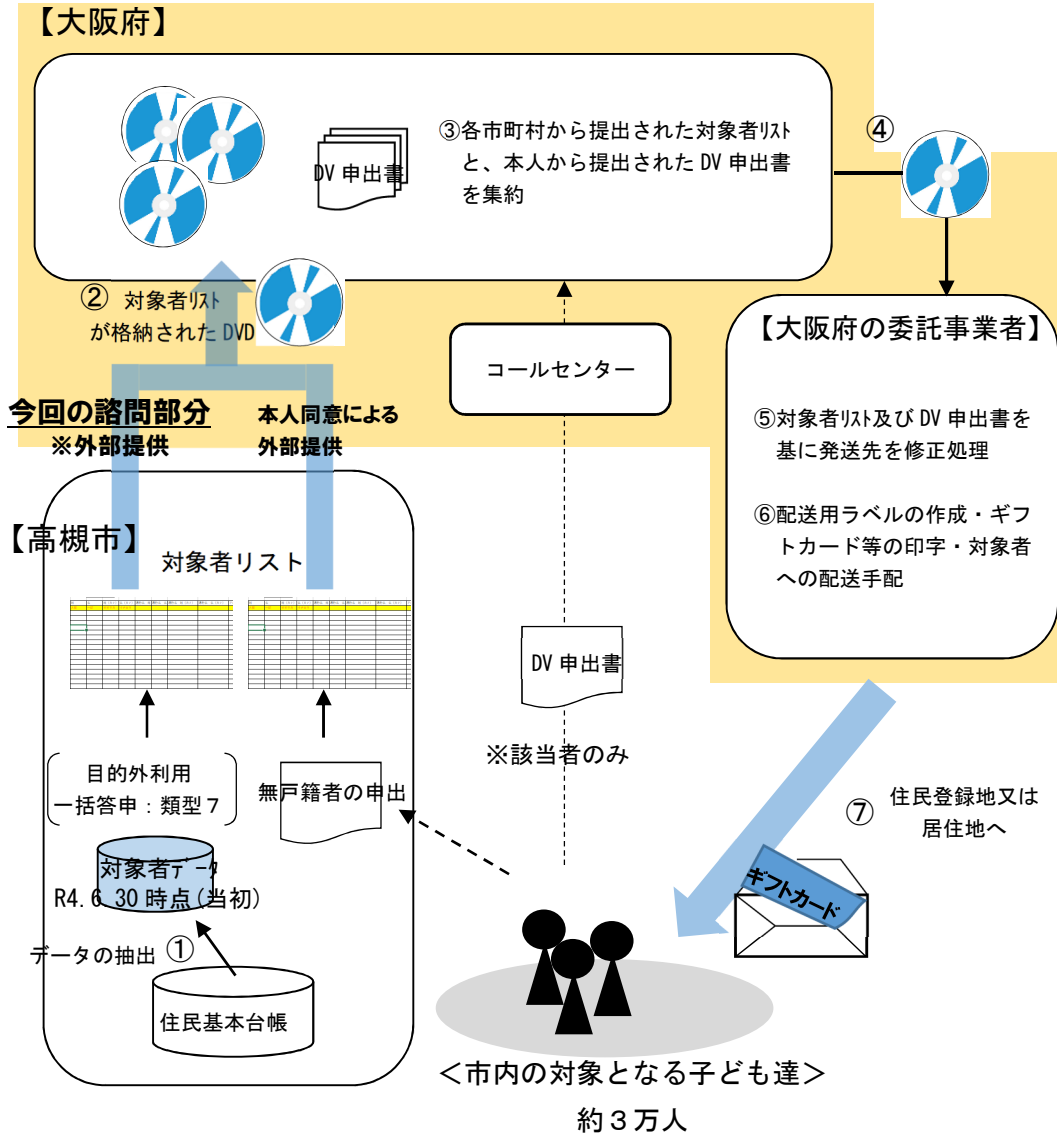
- | | |
|-----------|--|
| 1 諮問件名 | 18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象者リストの外部提供について |
| 2 業務名 | 大阪府子ども教育・生活支援事業 |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号 |
| 4 諮問課 | 子ども未来部 保育幼稚園事業課 |
| 5 諮問内容 | 別紙諮問書のとおり |
| 6 関係資料 | 資料1 大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の交付に関する実施要綱
資料2 大阪府対象者リスト
資料3 個人情報取扱事務委託基準 |

諮問書

条例第10条第2項第5号の規定による外部提供に関する事項

諮問件名	18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象者リストの外部提供について
業務名	大阪府子ども教育・生活支援事業
諮問課	子ども未来部 保育幼稚園事業課
外部提供先	大阪府 福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課
外部提供に係る個人情報の種類	住民基本台帳に登録された対象者に係る住所、氏名及び生年月日並びに世帯主の氏名
目的・理由	<p>小麦、原油、食用油等の原材料価格が世界的に高騰する中、ウクライナ危機に伴う原材料価格のさらなる高騰に加え、アメリカにおけるインフレ抑制を目的とした政策金利の引上げによる円安の進行により、国内では食料品等の急激な価格高騰が生じています。</p> <p>大阪府は、現在の物価高騰により家計に影響を受ける子育て世帯への支援策として、府内の18歳以下の子どもに対して所得制限を設けずに、一人につき1万円分のギフトカード又はデジタルギフト（以下「ギフトカード等」という。）を支給する「大阪府子ども教育・生活支援事業（以下「本事業」という。）」の実施を決定しました。そのため、府内市町村は、①市町村が住民基本台帳から対象者の住所、氏名及び生年月日並びに世帯主の氏名を抽出して整理した対象者リストを大阪府に提供し、提供を受けた大阪府が受託事業者を通じてギフトカード等の印刷、封入及び発送を行う「府実施主体型」又は②市町村が大阪府と情報を連携しながら実施する「府市町村共同事業型」のいずれかを選択し、本事業を実施することとなります。なお、本事業は、令和4年6月30日時点のほか、令和4年の8月末、11月末及び2月末にもそれぞれ対象者リストを抽出し、各時点の対象者にギフトカード等を支給することが予定されています。</p> <p>本市としては、迅速性が求められる臨時・緊急施策である本事業の性質や、DV 被害者等の配慮を要する方の個人情報を大阪府を経由して本市が本人外収集することを抑制する観点から、「府実施主体型」を採用することとしており、住民基本台帳から抽出した者及び無戸籍である旨の申出がなされた者に係る対象者リストを大阪府に外部提供をする必要があるため、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定による外部提供を行うことについて、高槻市個人情報保護運営審議会に諮問するものです。</p>
処理概要	別紙1及び別紙2のとおり
保護措置	別紙3-1及び別紙3-2のとおり

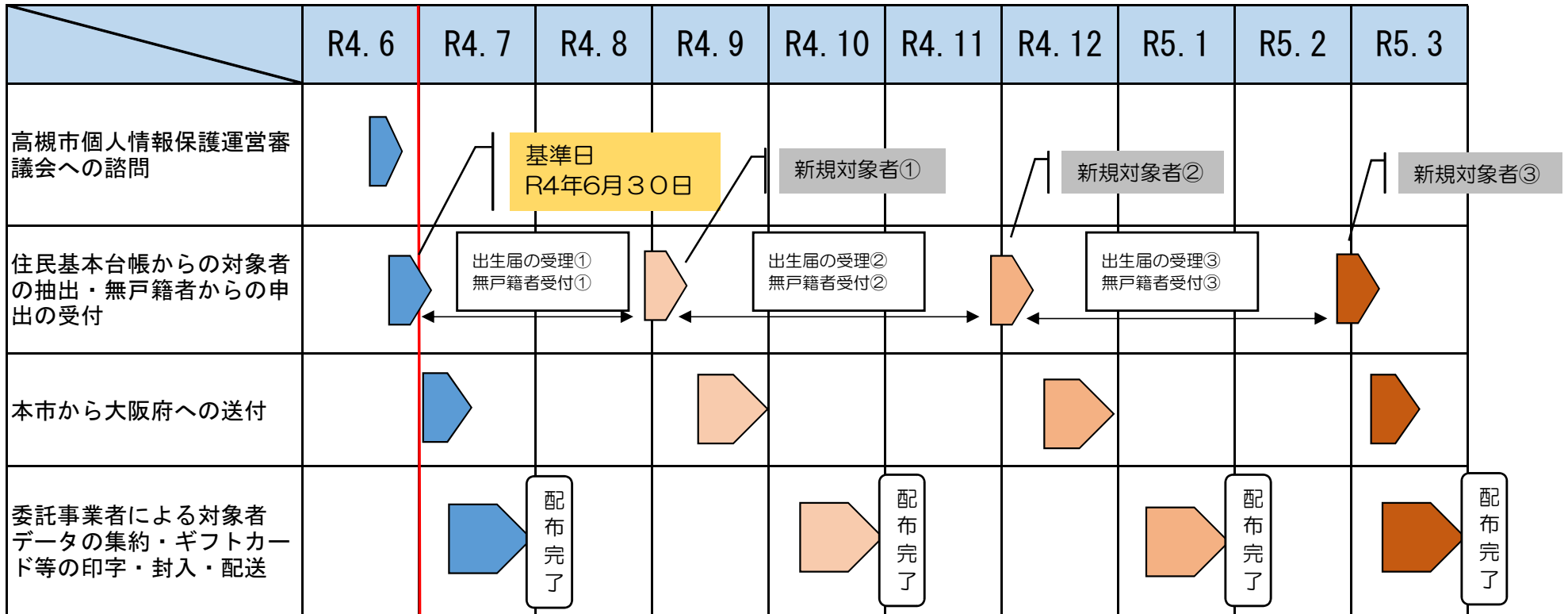
大阪府子ども教育・生活支支援事業(仮称)における 18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業について(概要)



- ① 対象者データの抽出では、当初処理で令和4年6月30日時点で住民基本台帳に登録されている者であって、令和5年4月1日時点で18歳以下の者を抽出し、その後、令和5年2月28日までに出生届が提出された者を3回に分けて抽出する。また、無戸籍である旨の申出があれば受け付ける。
 - ② ①で特定した対象者を対象者リストの形式にまとめ、大阪府に当該対象者リスト（暗号化処理及びパスワード設定）をDVDで渡す。
※本市に来庁した大阪府の委託事業者に手交予定。
 - ③ 大阪府は、府内市町村から収集した対象者リストを取りまとめる。
 - ④ 大阪府-委託事業者間の受渡しは、圧縮暗号化したデータを格納したDVD又はCDと、当該データに係るパスワードを格納したDVD又はCDにより行う。
 - ⑤ 対象者リスト及びDV届出書の情報をマッチングし、住民登録地以外の場所（居住地）に送付すべき方については送付先情報を修正し、無戸籍者については送付先情報を追加する。
 - ⑥ 送付先情報を基にギフトカード等を印字・作成し、対象者に発送する。
 - ⑦ 対象者の住民登録地又は居住地にギフトカード等が届く。
- ※ 本事業は、令和5年2月末までに出生（府内自治体で住民登録）した者に対し継続的に実施するものであるため、順次、新規対象者に係る上記①から⑤までの処理を繰り返すこととなる。

ギフトカード等の交付に係る事務スケジュールイメージ

別紙 2



保護措置

1 管理責任者

高槻市個人情報保護条例第 11 条の規定により、保育幼稚園事業課長が本事業で取り扱う情報の管理責任者となり、本事業の担当職員を指名する。

2 対象者データに関する措置

- (1) 住民基本台帳から抽出した対象者リスト（資料 2）は、暗号化及びパスワード設定をした上で DVD に保存する。パスワードは、大阪府の担当者に LGWAN メールで別途送付する。
- (2) DVD の作成、庁内での DVD の受渡し、大阪府職員への引渡し等の各作業段階における管理を徹底するため、「大阪府子ども教育・生活支援事業対象者リスト管理簿」（別紙 3 - 2）に必要事項を記録する。また、大阪府職員（府から委託を受けた者を含む。以下同じ。）の受取サインを徴取する。
- (3) 対象者リストを保存した DVD を作成後、大阪府職員に引き渡すまでの間は、保育幼稚園事業課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管する。

3 「無戸籍者」情報に関する措置

- (1) 大阪府職員への対象者リストの引渡しに係る管理を徹底するため、「大阪府子ども教育・生活支援事業対象者リスト管理簿」により大阪府職員の受取サインを徴取する。
- (2) 本事業に必要最小限度の範囲で対象者の情報を複写し、大阪府職員に引き渡すまでの間は、保育幼稚園事業課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管する。

4 提供先の大阪府における保護措置

(1) 委託事業者関連

ア 大阪府と委託事業者の間の対象者リストの受渡しは、CSV データを暗号化圧縮し、圧縮ファイルとパスワードをそれぞれ DVD 若しくは CD に格納して受け渡しを行う。

イ 対象者への郵便物の発送は、簡易書留又は特定記録により行う。

ウ 大阪府の個人情報取扱事務委託基準（資料 3）に基づき保護措置を実施する。

※大阪府は委託事業者に対し、個人情報取扱特記事項（責任体制の整備、作業責任者等の届出、再委託の制限、施錠管理、電子データの暗号化、使用機器の制限、複写・複製の禁止、資料の返還、廃棄、調査・報告、事故発生時の報告等）を遵守させる。

(2) 大阪府個人情報保護審議会への諮問

「目的外利用・提供禁止原則の例外事項」及び「要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項」として令和 4 年 6 月 13 日に諮問済み。（同月 17 日審議会開催予定）

		住民基本台帳関係処理			無戸籍関係処理	提供媒体作成処理				
処理区分	取扱者氏名	データ抽出依頼日	リスト受取日	リストの基準日	無戸籍者情報の格納	DVD表面の表示等		大阪府への引渡日		備考
基準日処理 (R4.6.30)		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			令和 年 月 日		
		㊟	㊟		㊟	暗号化処理実施確認	パスワード設定	高槻市	大阪府	
		㊟	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	
追加処理1 (R4.8)		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			令和 年 月 日		
		㊟	㊟		㊟	暗号化処理実施確認	パスワード設定	高槻市	大阪府	
		㊟	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	
追加処理2 (R4.11)		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			令和 年 月 日		
		㊟	㊟		㊟	暗号化処理実施確認	パスワード設定	高槻市	大阪府	
		㊟	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	
追加処理3 (R5.2)		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			令和 年 月 日		
		㊟	㊟		㊟	暗号化処理実施確認	パスワード設定	高槻市	大阪府	
		㊟	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	

(6月13日時点)

※取扱注意※

資料 1

大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の交付に関する実施要綱

(目的)

第1条 原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く府民に及んでいる中、子育て世帯に、文房具や書籍、おむつ、生理用品など、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況において、大阪のすべての子どもたち（以下「対象者」という。）に対するギフトカード等の交付に関する事項その他基本的事項を規定することにより、ギフトカード等に係る事務の執行の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する対象者に対し、ギフトカード等を交付するものとする。

- 1 令和4年6月30日（以下「基準日」という。）時点で、大阪府内の市町村の住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者
- 2 令和5年2月28日までに、大阪府内の市町村に出生届が提出された者

(ギフトカード等の交付)

第3条 知事は、前条に定める者について、市町村から提供された住民基本台帳の情報に基づき、ギフトカード等を交付するものとする。

(ギフトカード等の返還)

第4条 知事は、ギフトカード等の交付を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 3 不正にギフトカード等の交付を受けたことが判明したとき。

(不当利得の返還)

第5条 知事は、ギフトカード等の配付後であって、ギフトカード等の使用期間までに当該配付された者が対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- 1 返還対象者にギフトカード等を配付した後であって、かつ、ギフトカード等を使用する前にあっては、返還対象者にギフトカード等の返還を求めるものとする。

- 2 返還対象者がギフトカード等を使用した後にあっては、当該ギフトカード等を使用した額の返還を求めるとともに、返還対象者がギフトカード等を所持しているときは、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第6条 対象者は、第四条の規定により、ギフトカード等の返還を命ぜられたときは、ギフトカード等の返還のほか、加算金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない加算金の額は、対象者がギフトカード等を受領した日から納付した日までの日数に応じ、当該ギフトカード等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象者の納付した金額が返還を命ぜられたギフトカード等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられたギフトカード等の額に充てられたものとする。

3 対象者は、ギフトカード等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

4 第一項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ギフトカード等の交付に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

個人情報取扱事務委託基準

(平成 8 年 9 月 30 日制定)

(平成 12 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 17 年 3 月 25 日一部改正)

(平成 23 年 1 月 13 日一部改正)

(平成 27 年 11 月 27 日一部改正)

1 趣旨

この基準は、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合の取扱いを定める。

2 委託

条例第 10 条第 1 項の「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託」とは、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに依頼するすべてのものをいい、電子計算機に係るパンチ委託などのほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託契約、また、公の施設の管理や収納等の契約も含まれる。ただし、府の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第 252 条の 14 から第 252 条の 16）は含まれない。

3 委託に当たっての留意事項**(1) 委託先に提供する個人情報**

委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。

(2) 個人情報取扱特記事項の策定

契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項（例）」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項（以下「個人情報取扱特記事項」という。）を定めること。特に、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合にあっては、府が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるものとする。

(3) 委託先の選定

委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。

(4) 個人情報取扱特記事項の周知徹底

入札の方法による契約にあっては入札の前、また、随意契約にあっては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のた

めに必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。

(5) 委託先への明示

委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。

(6) 再委託等

委託先が委託事務を再委託する場合（再委託先が再々委託を行う場合以降を含む。）にあつては、実施機関の承認を必要とし、その諾否の判断にあたっては、再委託先（再々委託先以降を含む。）においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行うこと。

(7) 委託先等への監督

ア 委託先に対して、個人情報取扱特記事項の遵守の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査し、報告を求めるなど、適切に監督を行うこと。

イ 再委託が行われた場合には、委託先に対して、再委託先に個人情報取扱特記事項を遵守させるとともに、必要に応じて、委託先を通じて又は実施機関自らが再委託先に対してアの監督を行うこと。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(8) 情報漏えい時等の対応

委託先において情報漏えい等が発生した場合は、直ちに状況を把握し、当該委託先とともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じること。また、当該委託先に対して、個人情報の適正管理に関する指導を行い、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求めること。なお、再委託先（再々委託先以降を含む。）において情報漏えい等が発生した場合も同様とする。

4 契約に当たっての措置

委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。契約書等の書面を作成しない契約の場合には、個人情報取扱特記事項を契約事項として受託者に書面で交付するものとする。

個人情報取扱特記事項 (例)

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第 13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第 14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8(1)関係 個人情報管理台帳(例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、フロッピーディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第○条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

大 個 審 第 8 号
(答 申 第 379 号)
令 和 4 年 6 月 1 7 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 丸 山 敦 祐



個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

令和4年6月13日付け子育第1549号で諮問のありました「大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)」に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則及び第8条第2項第9号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間の経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 条例第10条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を受託者に対して求めること。
- 4 実施機関から市町村に個人情報を提供する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、厳格に定めるよう市町村に対して求めること。
- 5 実施機関から市町村に個人情報を提供するに当たって、より慎重な取扱いを必要とする個人情報については、その取扱いに不備があった場合に深刻な被害が生じる懸念があることから、当該個人情報の確実な抽出を徹底し、その管理について厳正に取り扱うこと、また、提供先の市町村における管理方法等についても厳

格に定めるよう市町村に対して求めること。

- 6 実施機関から市町村に提供した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく削除し、報告するよう市町村に対して求めること。
- 7 今回諮問のあった項目に該当する個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供については、今後、当審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、当審議会に協議すること。

(答申に関与した委員の氏名)

丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐直人様

高槻市長 濱田剛史

高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく
個人情報の目的外利用について（報告）

平成15年10月7日付け高個議第14号答申に基づき、令和3年度における個人情報の目的外利用に係る実績について、下記のとおり御報告します。

記

1 運用実績（類型別件数）

類 型	目的外利用する情報	件数
1 栄典等の選考又は委員等の選任	委員名簿、関係団体役員名簿	1
2 式典等の案内状の送付	関係団体役員名簿	1
3 児童手当や公費医療の給付	税情報	0
4 医療保険・介護保険等の給付	税情報	0
5 国民年金保険等の減免措置	税情報	0
6 関係部署間の相互調整	福祉・保険・医療情報	4
7 選挙人名簿・市営バス乗車証等の対象者把握	住民基本台帳	5
8 無記名アンケート	住民基本台帳	2
9 所管事業の地域への周知	自治会長名簿等	36
10 発送物の宛先把握	住民基本台帳等	4
合 計		53

2 目的外利用の内容

別紙のとおり

3 参考資料

平成15年10月7日付け高個議第14号答申書「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について」

以上

令和3年度における個人情報の目的外利用の内容

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

	目的外利用をした課等	目的外利用の概要					目的外利用した個人情報について	
		答申の種類(番号)	個人情報の取得日	個人情報の種類	業務名	業務に利用する理由	台帳等の名称	台帳等を保有している課
1	危機管理室	9	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	地区コミュニティ代表者の氏名及び住所	緊急地震速報の訓練放送	緊急地震速報の訓練放送に係る案内文を送付するため	地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
2	市長室	1	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	氏名、住所及び生年月日(表彰事務のみ職業、役職名等)	表彰・感謝状事務	高槻市表彰及び感謝状の選考・授与のため	各課保有の氏名、住所及び生年月日(表彰事務のみ職業、役職名等)	名簿保有課
3	アセットマネジメント推進室	9	令和3年度中 (案件発生毎に随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	集会所用地貸付業務	自治会集会所敷地として土地を貸し付けているものについて、契約に関する事項を確認するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
4	市民税課	9	令和3年9月24日	自治会長の住所及び氏名並びに地区コミュニティ代表者の住所及び氏名	確定申告出張会場の日程変更に伴う住民向け説明文書の配布	確定申告出張会場の大幅な日程変更に伴う住民向け説明文書配布について、市内全自治会へ回覧文書を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
5	市民税課	9	令和3年12月9日	自治会長の住所、氏名並びに地区コミュニティ代表者の住所、氏名、連絡先	所得税の確定申告	確定申告における市内出張相談会の会場変更のお知らせ文書を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
6	資産税課	9	令和3年9月14日	自治会長及び地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	固定資産税・都市計画税減免申請の提出	自治会及びコミュニティ協議会が使用している公民館等の減免申請書を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
7	市民生活相談課	8	令和3年8月6日	氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	令和3年度関西大学との共同による市民意識調査	令和3年度関西大学との共同による市民意識調査実施に際し、調査票を郵送するため	住民基本台帳	市民課
8	市民生活相談課	8	令和3年11月9日	氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	令和3年度高槻市市民意識調査(郵送調査)	令和3年度高槻市市民意識調査(郵送調査)実施に際し、調査票を郵送するため	住民基本台帳	市民課
9	環境政策課	9	令和3年6月4日	自治会長の住所、氏名、電話 各地区コミュニティ代表者の住所、氏名	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	事業を周知する回覧文書を自治会へ送付するため。	自治会長名簿	コミュニティ推進室
10	環境政策課	9	令和3年4月16日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	高槻市ダイオキシン類調査業務	前島公民館での調査協力を依頼するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
11	資源循環推進課	9	令和4年2月1日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	廃棄物減量等推進員事業	令和4年度高槻市廃棄物減量等推進員の推薦依頼のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
12	清掃業務課	2	令和3年 8月 令和4年 3月	文化振興登録団体代表者の住所及び氏名	環境美化推進デー	環境美化推進デー(秋季・春季)に係る通知文書を送付するため	文化振興登録団体名簿	文化スポーツ振興課
13	清掃業務課	9	令和3年 8月 令和4年 3月	自治会長の住所、氏名、電話番号及び自治会の世帯数並びに地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	環境美化推進デー	環境美化推進デー(秋季・春季)に係る通知文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
14	清掃業務課	9	令和3年 8月17日 令和3年10月 4日 令和3年12月20日 令和3年12月27日	自治会長の住所、氏名、電話番号、班数及び回覧数	ごみ収集業務	ごみの分別啓発のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室

15	福祉政策課	9	令和3年9月	自治会長の氏名及び住所	戦没者追悼式	戦没者追悼式の開催中止のお知らせを送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
16	国民健康保険課	6	毎月	氏名、生年月日及び介護保険サービス情報	レセプト点検業務	医療保険と介護保険を併給している者について、突合点検を行うことにより、給付の適正化を図るため	医療給付情報突合リスト	長寿介護課
17	長寿介護課	7	令和3年度中(随時確認)	個人コード、氏名、性別、生年月日、年齢及び住所	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書送付	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書を送付するに当たり、発送対象者を把握するため	住民基本台帳	市民課
18	長寿介護課	10	令和3年度中(随時確認)	個人コード、氏名、生年月日及び住所	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書送付	対象者へ市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書を送付するため。	宛名マスター	市民課
19	子ども育成課	6	令和3年4月23日	児童扶養手当情報	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	左記事業を実施するに当たり、児童扶養手当の認定情報や口座情報等を参照する必要があったため	児童扶養手当受給者台帳	子ども育成課
20	保育幼稚園事業課	9	令和3年7月19日 令和4年3月15日	(富田、赤大路の)自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに自治会の世帯数、班数及び回覧数	第2次高槻市立認定こども園配置計画説明会(オープンハウス形式)開催案内の回覧	富田幼稚園、富田保育所を統合・民営化して、(仮称)富田認定こども園の開設を予定しているため近隣自治会へ周知する必要があるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
21	子育て総合支援センター	7	令和4年1月7日 令和4年1月28日	氏名、住所、生年月日及び郵便番号	新生児のいる世帯への臨時支援事業	支援対象者を確認するため	住民基本台帳	市民課
22	子育て総合支援センター	10	令和4年1月から3月まで	個人コード、氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	新生児のいる世帯への臨時支援事業	住所相違等により返戻があり、再度調べるため	宛名マスター	市民課
23	子育て総合支援センター	6	令和4年2月1日	氏名、住所、生年月日、口座情報、児童手当認定情報	子育て世帯への臨時特別給付金事業(市独自)	支援対象者を確認するため	児童手当受給者台帳	子ども育成課
24	子育て総合支援センター	6	令和4年2月1日	氏名、住所、生年月日、給付金認定情報	子育て世帯への臨時特別給付金事業(市独自)	支援対象者を確認するため	令和3年度高槻市子育て世帯等臨時特別給付事業台帳	子ども育成課
25	子育て総合支援センター	10	令和4年2月から3月まで	個人コード、氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	子育て世帯への臨時特別給付金事業(市独自)	住所相違等により返戻があり、再度調べるため	宛名マスター	市民課
26	都市づくり推進課	9	令和3年6月1日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	山間3地域における地域公共交通に係るアンケート調査	山間3地域の適切な交通手段の導入に向け、地域住民の意向を調査するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
27	審査指導課	9	令和3年6月7日	自治会長及び地区コミュニティ代表者の住所及び氏名	木造建築物耐震化事業	第13回高槻市民フォーラムの開催に向けて、市内全自治会及びコミュニティに回覧文書(開催案内)を送付するため	・自治会長名簿 ・地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
28	審査指導課	9	令和3年10月1日	自治会長及び地区コミュニティ代表者の住所及び氏名	ブロック塀等撤去補助事業	ブロック塀等の撤去促進に向けて市内全自治会及びコミュニティに回覧文書(報告会の案内及び撤去に向けた手引き)を送付するため	・自治会長名簿 ・地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
29	住宅課	9	令和3年4月6日	自治会長の住所及び氏名	三世代ファミリー定住支援補助金及びマイホーム借上げ制度説明会	「三世代ファミリー定住支援補助金」及び「マイホーム借上げ制度説明会」について、地域への制度の周知・協力を求めるため	自治会長及び地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
30	住宅課	9	令和3年8月2日	自治会長の住所及び氏名	分譲マンションセミナー、空家の管理・活用講座及びマイホーム借上げ制度説明会	「分譲マンションセミナー」、「空家の管理・活用講座」及び「マイホーム借上げ制度説明会」について、地域への制度の周知・協力を求めるため	自治会長及び地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室

31	管理課	9	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	不法占用関連業務	自治会を通じて不法占用の是 正を図るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
32	管理課	9	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	地籍調査関連業務	業務内容を周知するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
33	管理課	9	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	開発関連業務	開発協議について説明を行う ため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
34	管理課	9	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	境界確定関連業務	境界確定について連絡するた め	自治会長名簿	コミュニティ推進室
35	管理課	9	令和3年度中 (随時確認)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	街路灯修繕及び新 設等の工事業務	工事実施に当たり、地域住民 への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
36	道路課	9	令和3年度中 (各工事実施前に確認)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	各発注工事	工事実施に当たり、地域住民 への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
37	公園課	9	令和3年度中 (随時確認)	自治会長の氏名、住 所、電話番号	公園整備工事	事業等実施に当たり、地域住 民への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
38	農林緑政課	9	令和3年5月11日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに各 自治会の回覧文書数、 世帯数	クマの出没に係る 注意喚起の回覧	クマ出没に関する注意喚起チ ラシを回覧し、地域住民の安 全を図るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
39	農林緑政課	9	令和3年11月29日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに自 治会の回覧数	鶺鴒のヨシ原焼き	「鶺鴒のヨシ原焼きの実施」 について、地域への周知を図 るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
40	農林緑政課	9	令和4年3月8日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに自 治会の世帯数、班数及 び回覧数	緑の募金運動	「緑の募金運動実施」につい て、地域への周知協力を求め るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
41	産業振興課	7	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	個人コード、世帯番 号、氏名、生年月日、 性別、続柄、郵便番 号、住所、住民となっ た日、住民となった事 由、住民でなくなった 日、住民でなくなった 事由	プレミアム付商品 券事業	プレミアム付商品券の購入引 換券送付用宛名作成のため	住民基本台帳	市民課
42	産業振興課	7	令和3年度中 (案件発生ごとに随時)	氏名、住所、生年月 日、性別	障がい者雇用奨励 金	障がい者雇用奨励金の交付要 件を確認するため	住民基本台帳	市民課
43	文化財課	9	令和3年7月28日 令和4年3月29日	自治会長の氏名、住所 及び電話番号	「いまして大王の 杜クリーンアッ プ」	いまして大王の杜クリー ンアップのお知らせ配布のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室

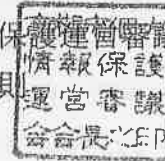
44	文化スポーツ振興課	9	令和3年12月13日	自治会長の氏名、住所及び電話番号	高槻シティハーフマラソン	オンラインマラソン開催の周知を図るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
45	選挙管理委員会事務局	9	令和3年7月中	自治会長の住所、氏名及び電話番号	第46回衆議院議員総選挙	関係地区自治会長に対し、ポスター掲示場の設置許可申請を行うため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
46	選挙管理委員会事務局	9	令和3年6月中	地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	第46回衆議院議員総選挙	各コミュニティ代表者に対し、当日投票立会人の推薦を依頼するため	地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
47	選挙管理委員会事務局	9	令和3年10月中	自治会長の住所、氏名及び電話番号	第46回衆議院議員総選挙	関係地区自治会長に対し、投票所変更案内チラシ等の回覧を依頼するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
48	教育総務課	9	令和3年8月17日	自治会長の住所、氏名、電話番号及び世帯数	施設一体型小中一貫校設置業務	施設一体型小中一貫校設置に係る対象地区への周知のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
49	地域教育青少年課	7	令和3年12月9日	対象年齢に適合する者の郵便番号、住所、氏名及び生年月日	新成人のつどい	年齢要件を確認し、対象者に案内を送付する必要があるため	住民基本台帳	市民課
50	中央図書館	10	令和3年度中 (随時確認)	予約資料に関する連絡が必要な者や、貸出資料の返却を延滞している者の転居先、転出先の住所及び氏名	予約資料に関する連絡・延滞資料の督促	予約連絡はがきや督促はがきが返戻となった利用者の転居先、転出先住所、氏名を調査するため	宛名マスター	市民課
51	運輸課	9	令和3年度中 (各工事実施前に確認)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	各発注工事	工事実施に当たり、地域住民への周知について自治会長の協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
52	中消防署	9	令和3年8月19日	高槻市内の全自治会（中消防署管内）自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに世帯数及びその他（自治会の班数等）	自治会における消防訓練実施の推進	火災予防啓発文書及び消防訓練依頼文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
53	北消防署	9	令和3年8月19日	高槻市内全自治会（北消防署管内）自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに世帯数及びその他（自治会の班数等）	自治会における消防訓練実施の推進	火災予防啓発文書及び消防訓練依頼文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室



高個議第14号

平成15年10月7日

高槻市長 奥本 務 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 村上 武則

答 申 書

平成15年8月19日付け高個人第599号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

審議件名	公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について
分類	条例第10条第2項第5号の規定による目的外利用
審議日	平成15年8月26日
審議結果	承認
内 容	
<p>下記の類型に掲げる個人情報の目的外利用については、条例第10条第2項第5号に規定する「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要がある」場合に該当すると認めるので、今後、原則として当審議会の意見を求める必要はない。ただし、次のような条件を付する。</p> <p>(1) 各類型に該当するか否かの判断がつきがたい事務や、慎重な取扱いを要する事務については、当審議会の意見を求めること。</p> <p>(2) 各類型に該当して目的外利用する個人情報は、必要最小限とすること。</p> <p>(3) 各類型に該当すると判断して目的外利用をしたときは、その旨を当審議会に報告すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 栄典、表彰等の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、人選に必要な範囲内で個人情報を利用する場合。ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>2 市が開催する式典等の案内状を送付するために、審議会、関係団体の役員等の名簿を利用する場合。ただし、当該個人が送付を拒んでいる場合を除く。</p> <p>3 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、老人・障害者・母子家庭・乳幼児の医療費助成、奨学金の貸付、</p>	

就学援助など、所得制限のある給付について、所得制限を満たしているか否かを確認するために、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。

- 4 国民健康保険料、高額療養費、介護保険料、保育料、市営住宅の家賃、居宅生活支援費・施設訓練等支援費の利用者負担額、補装具・日常生活用具、更正医療等の給付に係る本人負担額など、対象者・対象世帯の所得状況に応じた階層区分によってその額が決定される場合において、対象者・対象世帯の所得状況を確認するため、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。
- 5 国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料などの減免措置の適用について、所得要件を確認するために、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。
- 6 介護保険料の賦課・徴収や認定・給付について生活保護の状況、老齢福祉年金受給状況、老人保健の状況、国民健康保険料の納付状況を参照する、就学援助の認定のために生活保護法による教育扶助を参照するなど、相互に調整を要する福祉・保険・医療等の事務において、必要な情報を参照する。
- 7 乳幼児健康診査、学齢簿、選挙人名簿、介護保険、高齢者の市営バス無料乗車証、敬老祝品等の対象者を把握するために、年齢要件、居住要件等により住民基本台帳、外国人登録原票から該当者を抽出する。
- 8 市民の意向を市政に反映させるため、市が市民の無記名アンケート調査を実施する際に、アンケートの対象者を住民基本台帳、外国人登録原票から無作為抽出する。ただし、対象者を住民基本台帳、外国人登録原票から無作為抽出したこと、調査目的以外には使用しないことを、アンケート用紙に明記すること。
- 9 所管する事務事業の内容を、地域への周知について自治会長の協力を求めるため、自治会長名簿を利用する。
- 10 所管する事務事業の対象者への郵便物等の発送に際し、住民基本台帳等から抽出したデータによって作成した「宛名情報」データベースによって、対象者の転居、転出、死亡などの事実を把握する。